

北東アジア課長

() 政第3457号
昭和26年9月2日

外務大臣殿

在大韓民國

上川臨時代理大使

(件名)

韓国人遺骨の送還問題

引用公・電信
日付・番号

電文 933号

9月2日 鄭理事長(釜山靈園)が「當初不滿の
 種事宜正奉詣セヨ解禁 墓主越、仁川平津戰爭
 韓国人軍設有遺骨名簿、更別函送付申上ゲス。

付属證件 付属空便(有) 付属空便(D.P.) 付属船便(貨) 付属船便(運)

本信送付先:

本信写送付先:

省内厚配布希望先:



G A-3-1

在外公館

(部の内 号)

東山博志(代)

3/Sept
Tel 京 → 15:40

大政事外外儀官

務務 典房

次次

臣官宣審審長長

儀紹入電厚計

書文会當給

調査長

参企析調

領移長

參領旅查移

参地中東

長 北東西

米長

参北北保

中南審

参一二

歐長

参西東洋

長 西東

近ア長

参書近ア

經經

次總經國資

一源

長

参貿統三万

經協長

参政技二

国一理

條長

参条協規

國長

参政經科

長

軍社專

情長

參道内外

文長

一二

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検問課に連絡ありたい。

電 信 写

電 信 番 号 (T.A.)

71年9月2日 1時30分
71年9月2日 1時18分

南韓(度)省

發着

260

平

九

外務大臣殿 上(4) 大使 [臨時代理大使] 総領事 代理

韓国人遣返の送かん問題

第933号 平一

往信第2137号に関し

1. 2日、ア山れいえんティ理事長はハシツメを來訪、本件につき要旨次のとおり述べた。

(イ) 自分は韓国人遣返304体の返かん手続促進のため訪日すべく、保健社会部の許可を申請中であつたが、今般許可を得たので、6日に出発致したく査証を發給願いたい。

(ロ) 本日外務部とも協議の結果、遣返引渡の話合いは在京韓国大使館→日本外務省→厚生省のルートで行なうこととするが、その際の自分のし事は韓国大使館員に随行し、問題の304体分の名前を提出し、厚生省に確認していただくことである。

(ハ) 遣返のほうかんは從来どおり日本政府が取計もあれるよう希望する。出来れば10月3日の秋夕に間に合うよう当地でお渡し願えれば幸甚である。 秋夕(10月3日)
大金

2. よつてハシツメより、御申越の次第は東京へお伝えすることとし、査証発給についても善処するが、遣返引渡

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

の方法及び時期については日本政府においても検討の要あるべく、10月3日には間に合わないかもしけないと思われる旨応えておいた。

3. 本件につき当方より外務部東北ア州課に照会せらるる。先方はテイ理事長の來訪及びこれに基き外務部より南京大使館に訓令發出方検討中なる旨を確認すると共に、南京での準備の都合もあり、同人の出發日取りは追って御教することと致したいとこたえた。

(了)